

令和3年第1回(5月)三郷町議会
臨時会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令 和 3 年 5 月 7 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 3 年 5 月 7 日 午 前 1 0 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 高 岡 進 13番 伊 藤 勇 二
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 水 口 洋 司 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 大 津 和 之

令和 3 年 第 1 回 (5 月)

三 郷 町 議 会 臨 時 会 議 事 日 程

令 和 3 年 5 月 7 日

午 前 1 0 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 2 号 三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の専決処分について
- 第 4 承認第 3 号 三郷町税条例等の一部改正の専決処分について
- 第 5 承認第 4 号 三郷町都市計画税条例の一部改正の専決処分について
- 第 6 承認第 5 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について
- 第 7 承認第 6 号 三郷町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について
- 第 8 承認第 7 号 三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について
- 第 9 議案第 29 号 三郷町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 30 号 三郷町文化財保護条例の一部改正について
- 第 11 議案第 31 号 三郷町文化財保護審議会条例の一部改正について
- 第 12 提案理由の説明
- 第 13 常任委員の選任
- 第 14 議会運営委員の選任

追加日程

- 第 1 議長辞職の件
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 副議長辞職の件
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 議席の変更
- 第 6 特別委員辞任の件
- 第 7 特別委員の選任

開 会 午前 10 時 30 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

地方自治法第 113 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和 3 年第 1 回三郷町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長から招集の挨拶がございます。森町長。

〔町長招集の挨拶〕

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 12 号によりまして、令和 3 年第 1 回三郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします議案は、承認案件 6 件、議決案件 3 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 日程に入ります前に、三郷町議会会議規則第 129 条の規定により、議員資質向上に資するため、令和 3 年度市町村議会議員研修第 1 回「防災と議員の役割」について、辰己圭一議員から派遣承認申請がありましたので、議長は許可しております。

日程につきましては 4 月 22 日から 23 日の 2 日間、場所は滋賀県大津市・全国市町村国際文化研修所であり、内容についてはお手元に配付のとおりであります。6 月定例会の全員協議会において研修報告をしていただきますので、よろしくお願ひします。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 127 条の規定によって、1 番、神崎静代議員、2 番、久保安正議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） この際、日程第3、「承認第2号、三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の専決処分について」から、日程第11、「議案第31号、三郷町文化財保護審議会条例の一部改正について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

日程第 3 承認第 2号 三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の専決処分について

日程第 4 承認第 3号 三郷町税条例等の一部改正の専決処分について

日程第 5 承認第 4号 三郷町都市計画税条例の一部改正の専決処分について

日程第 6 承認第 5号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について

日程第 7 承認第 6号 三郷町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について

日程第 8 承認第 7号 三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について

日程第 9 議案第29号 三郷町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第10 議案第30号 三郷町文化財保護条例の一部改正について

日程第11 議案第31号 三郷町文化財保護審議会条例の一部改正について
以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第12、ただいま朗読の議題について、森町長の議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、承認第2号から承認第7号まで及び議案第29号から議案第31号の9案件について、提案理由の説明を一括してさせていただきます。

まず初めに、「承認第2号、三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことから、同日付で専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、納税者等の負担軽減のため、審査申出書等の押印を廃止するため所要の改正を行ったものであります。

続きまして、「承認第3号、三郷町税条例等の一部改正の専決処分について」であります。

本条例等の改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、三郷町税条例及び三郷町税条例等の一部を改正する条例を改正したものであります。

主な改正点といたしまして、まず、個人住民税では、住宅ローン控除について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居がおくれた場合でも、一定の要件を満たした場合は、控除期間を13年間とする特例措置を令和17年度まで延長するものであります。

次に、固定資産税では、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担軽減のため、本年度に限り、負担調整措置等により、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

最後に、軽自動車税では、環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を9か月延長し、本年12月31日までとするものであります。

なお、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことから、同日付で専決処分を行ったものであります。

続きまして、「承認第4号、三郷町都市計画税条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましても、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、3年ごとの評価替えに伴う年度更新など、所要の条文整備を行ったもので、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

続きまして、「承認第5号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定を整理するとともに、新型コロ

ナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等の減免措置に係る国の財政支援期間が延長されたことから、所要の改正を行ったもので、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

続きまして、「承認第6号、三郷町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましても、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定を整理し、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

続きまして、「承認第7号、三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましても、先ほどご説明いたしました三郷町国民健康保険税条例と同様に、新型コロナウイルス感染症の定義規定を整理するとともに、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等の減免措置に係る国の財政支援期間が延長され、減免要件の一部が変更されたことから、所要の改正を行ったもので、本年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

最後に、「議案第29号、三郷町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」、「議案第30号、三郷町文化財保護条例の一部改正について」、「議案第31号、三郷町文化財保護審議会条例の一部改正について」、これらの議案は関連がありますので、一括してご説明いたします。

まず、議案第29号については、本年度から、文化財に関する事務を教育委員会から町長部局に移管したことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、事務移管に関する条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第30号及び31号についても、事務移管に伴い、それぞれ条文に所要の文言整理を行うものであります。

なお、これらの条例は、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の主な内容でございます。慎重審議いただき、承認・可決賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） これより質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

採決は、分割して行います。

お諮りします。「承認第2号、三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の専決処分について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、「承認第3号、三郷町税条例等の一部改正の専決処分について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、「承認第4号、三郷町都市計画税条例の一部改正の専決処分について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、「承認第5号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、「承認第6号、三郷町国民健康保険条例の一部改正の専決処分について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、「承認第7号、三郷町介護保険条例の一部改正の専決処分について」

は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、「議案第29号、三郷町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第30号、三郷町文化財保護条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第31号、三郷町文化財保護審議会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の町長提案の日程は全て終了しました。

私、副議長宛に議長職を辞したく申し出ております。

議長の辞職についてお諮りいただきたいと思っておりますので、私は降壇させていただきます。

(伊藤議長降壇)

議会事務局長(大内美香) ただいま議長が降壇されましたので、神崎副議長、議長席にお着きください。

(神崎副議長登壇着席)

副議長(神崎静代) それでは、議長の職務を行いますので、よろしくお願いたします。

お諮りします。伊藤議長から議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とする

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(神崎静代) 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

[議長辞職の件]

副議長(神崎静代) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、伊藤議長の退場を求めます。

(伊藤議長退場)

副議長(神崎静代) 事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局主任(小村雄一) 朗読します。

令和3年5月7日、三郷町議会副議長 神崎静代様。

三郷町議会議長 伊藤勇二。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長(神崎静代) お諮りします。伊藤議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(神崎静代) 異議なしと認めます。したがって、伊藤議長の議長辞職を許可することに決定しました。

伊藤議員の入場を求めます。

(伊藤議員入場)

副議長(神崎静代) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(神崎静代) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午後 2時30分

副議長（神崎静代） 休憩を解き、再開します。

〔議長選挙〕

副議長（神崎静代） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（神崎静代） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長から指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（神崎静代） 異議なしと認めます。したがって、副議長から指名することに決定しました。

議長に、高岡 進議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました高岡 進議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（神崎静代） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました高岡 進議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高岡 進議員が議場におられます。

三郷町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

この際、各位にご報告します。議長は、王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、以上の組合議会の議員及び柏原市・三郷町広域行政協議会の委員にも、ただいま就任されました。

それでは、議長章の授与を行います。

（議長章授与）

副議長（神崎静代） それでは、ここで新議長よりご挨拶をいただきます。

（新議長就任挨拶）

議長（高岡 進） ただいま議長職に選任をいただきまして、本当にありがとうございます。令和3年1年間、議長職の職務に専念しますので、よろしく願いいた

します。

微力なる私であります。皆様方のご支援、ご協力をお借りしながら頑張っていくしますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

副議長(神崎静代) 議長が決まりましたので、私は降壇させていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、高岡議長、議長席にお着きください。

(神崎副議長降壇、高岡議長登壇着席)

議長(高岡 進) それでは、議長の職務を行います。ただいま就任したばかりでございますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

議長(高岡 進) 休憩を解き、再開いたします。

先ほど、神崎副議長より議長宛に副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

[副議長辞職の件]

議長(高岡 進) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、神崎副議長の退場を求めます。

(神崎副議長退場)

議長(高岡 進) 事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局主任(小村雄一) 朗読します。

令和3年5月7日、三郷町議会議長 高岡 進様。

三郷町議会副議長 神崎静代。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長（高岡 進） お諮りします。神崎副議長の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、神崎副議長の副議長辞職を許可することに決定しました。

神崎議員の入場を求めます。

（神崎議員入場）

議長（高岡 進） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時37分

議長（高岡 進） 休憩を解き、再開します。

〔副議長の選挙〕

議長（高岡 進） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、先山哲子議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました先山哲子議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した先山哲子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました先山哲子議員が議場におられます。

三郷町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、各位に報告します。副議長は、柏原市・三郷町広域行政協議会の委員にも、ただいま就任されました。

それでは、ここで先山副議長よりご挨拶をいただきます。

(新副議長就任挨拶)

副議長(先山哲子) このたびは、ご推挙任命いただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

私、副議長職4回目なんですけれど、初心に戻って一生懸命職務に励みたいと思います。

皆様のご指導、ご協力、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

議長(高岡 進) ここで暫時休憩をします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時41分

議長(高岡 進) 休憩を解き、再開します。

お諮りします。議席については、本日、議長の改選に伴い、議席に変更が生じたので、三郷町議会会議規則第4条第3項の規定により、変更したいと思います。

議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

[議席の変更]

議長(高岡 進) 追加日程第5、議席の変更を行います。

議席につきましては、変更があった議席のみ事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

12番 伊藤勇二議員、13番 高岡 進議員。

以上でございます。

議長（高岡 進） ただいま朗読の議席につきましては、次回の会議よりお願いいたします。

〔常任委員の選任〕

議長（高岡 進） 日程第13、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、三郷町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいまから議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、総務建設常任委員会、久保安正議員、黒田 孝議員、高田好子議員、木口屋修三議員、辰己圭一議員、山田勝男議員。次に、文教厚生常任委員会、神崎静代議員、南 真紀議員、先山哲子議員、木谷慎一郎議員、澤 美穂議員、伊藤勇二議員、それと高岡 進をそれぞれ指名します。

ただいま指名いたしました委員の皆様、よろしくお願いいたします。

本日、議長宛に上下水道特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

〔特別委員辞任の件〕

議長（高岡 進） 追加日程第6、特別委員辞任の件を議題とします。

お諮りします。上下水道特別委員会の委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、上下水道特別委員会の委員の

辞任を許可することに決定しました。

ただいま上下水道特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

[特別委員の選任]

議長(高岡 進) お諮りします。特別委員の選任については、三郷町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいまから議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、上下水道特別委員会、久保安正議員、黒田 孝議員、高田好子議員、木谷慎一郎議員、澤 美穂議員、木口屋修三議員、辰己圭一議員を指名します。

ただいま指名した委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

続きまして、三郷町議会委員会条例第8条第2項の規定によって、各委員会の委員長、副委員長を互選したく、暫時休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

議長(高岡 進) 休憩を解き、再開します。

[各委員会の正副委員長互選結果]

議長(高岡 進) 委員会で互選願いました各委員会の委員長、副委員長の互選結果を事務局に朗読させます。

議会事務局主任(小村雄一) 朗読します。

総務建設常任委員会、委員長 辰己圭一議員、副委員長 高田好子議員。

文教厚生常任委員会、委員長 木谷慎一郎議員、副委員長 澤 美穂議員。

上下水道特別委員会、委員長 木口屋修三議員、副委員長 高田好子議員。

以上でございます。

議長(高岡 進) ただいま朗読のとおり互選されました。

〔議会運営委員会委員の選任〕

議長（高岡 進） 日程第14、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

三郷町議会委員会条例第4条の2第2項の規定に基づき、6名以内を議会運営委員会の委員に選任することとし、同委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいまから議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会、委員長 先山哲子議員、副委員長 辰己圭一議員、委員 木谷慎一郎議員、委員 木口屋修三議員、委員 南 真紀議員、以上を指名します。

ただいま指名しました委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

この際、ご報告します。

柏原市・三郷町広域行政協議会の委員につきましては、議長、副議長の改選の結果、町長 森 宏範、副町長 池田朝博、議長 高岡 進、副議長 先山哲子、議員 山田勝男、議員 伊藤勇二となりますことをご報告します。

次に、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員につきましては、総務建設常任委員会委員長 辰己圭一議員を選出します。

また、各委員の選任に伴い、議会広報編集委員会の委員は、議長、副議長及び各常任委員会の委員長の4名であります。併せてご報告申し上げます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長からご挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 令和3年第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日上程いたしました承認案件6件、議決案件3件につきまして、慎重審議の上、全て承認・可決いただき、まことにありがとうございました。

さて、ご承知のとおり、現在、近隣の大阪府、京都府、兵庫県と東京都には3回目の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出されており、感染者数の増加に歯止めがかからず、予断を許さない状況です。

このような中、本町では、いよいよ来週15日から毎週土曜日と日曜日にワクチン接種を実施してまいります。ワクチン接種に当たっては、さきの3月定例会で申し述べましたとおり、「脱コロナ」に向け、「脱縦割り」で、部署を越えて全

職員がそれぞれ役割を担い、交代制でシフトを編成して、全庁体制で実施いたします。

今後も、まずは着実にワクチン接種を進めながら、町民の皆様の安全を最優先に、感染症対策に迅速かつ適切な対応をまいります。

どうか議員各位におかれましても、健康には十分ご留意されまして、今後とも町政推進のため格別のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（高岡 進） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和3年第1回三郷町議会臨時会を閉会します。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2 時 5 2 分